

奈良市立看護専門学校 同窓会 会則

第一章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は奈良市立看護専門学校同窓会（以下本会と略す）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦並びに知徳の向上を図り母校の発展に寄与することを以て目的とする。

(事務局)

第 3 条 本会の事務局は奈良市立看護専門学校に置く。

（〒630-8306 奈良市紀寺町 371 番地 2）

第二章 組 織

会 員

第 4 条 本会は正会員と特別会員を置く。

1. 正会員は本学校卒業生で構成する。
2. 特別会員は本学校、在職中及び過去在籍していた校長、副校長、及び専任教員とする。

(連絡員)

第 5 条 各期生に連絡員 1 名を置き、会員との連絡を密にする。

(役 員)

第 6 条 本会の目的達成のために次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
書 記	2 名
会 計	1 名
理 事	数名（1 期生～10 期生毎に 1 名）
会計監査	1 名
連 絡 員	各期生より 1 名ずつ（第 5 条参照）

第 7 条 各役員は次の職務を行う。

1. 会長は本会の代表者であり会務の総括をする。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
3. 書記は、本会の運営が円滑にいくために、会員名簿の作成、保管、会員間の連絡等、一般事務を取り扱い、役員会の議事録の記録と保管をする。又、会員の知徳の向上を図る為に研究会の開催、各種文化的催しの斡旋、会誌の発行等の事務を取り扱う。

4. 会計は本会の会計事務を取り扱い、総会毎に収支の報告をし、年度末には決算報告を行う。
会員の請求ある時は、随時会計帳簿を閲覧に供する。
5. 理事はその他の会務を分担、執行する。
6. 会計監査はこの会の会計を監査する。但し、票決には加わらない。

第 8 条 役員を選出は次の如くとする。

1. 会長及び副会長は総会において選出する。その任期は次回総会までとし再選を妨げない。
2. 会計及び委員は会長が任命する。
3. 役員に欠員を生じた場合は、後任者を選出し、役員会の承認を得るものとする。
但し、任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員の任期は次回総会までとし再選を妨げない。

第 三 章 義 務

第 9 条 正会員は住所並びに氏名の変更があった時は直ちに同窓会事務所に連絡をしなければならない。

第 10 条 正会員は総会で決定した会費を納めなければならない。[永久会費 5000 円を卒業時に納める。](#)

第 11 条 正会員は総会に出席するものとする。

第 四 章 機 関

(総会)

第 12 条 総会は本会の最高決議機関であり、三年に一回定期総会を開く。但し、必要により役員会又は会員の三分の一以上の請求により臨時総会を開催することができる。

第 13 条 総会は会長がこれを招集する。

第 14 条 議長の選出は会員の互選とする。

第 15 条 総会の議決は出席会員の過半数をもって可決し可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第 16 条 定期総会において次の事項を行う。

1. 会務報告
2. 会計報告
3. 役員選出
4. 会員相互の意見発表及び懇談
5. 事業方針その他必要なる決議事項

(役員会)

第 17 条 役員会は第 6 条に示す本会役員を以て構成する。

第 18 条 役員会は本会の会務執行及び必要な事項の審議機関であり、必要に応じて開くものとし、会長がこれを召集する。

第 19 条 役員会において次の事項を議決する。

1. 予算の立案
2. 総会に提出する議案報告書の作成
3. 事業計画
4. 総会において委任された事項及び緊急止むを得ない事項を処理する。此の場合、総会に報告しなければならない。
5. その他必要と認める事項

第 五 章 事 業

第 20 条 本会の目的を達するために次の事業を行う。

1. 親睦会
2. 母校の後援
3. 会誌の発行については、同窓会の状況を知らせる内容のものを作成し、同窓会で配布する
4. その他必要と認める事項

第 六 章 会 計

第 21 条 本会の会計は会費及び寄附金その他雑収入をもって支弁する。

第 22 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第 七 章 雑 則

第 23 条 本会の規約改正は役員会においてこれを審議し、総会において過半数の承認を得なければならない。

第 24 条 本会は第2条を目的とする団体であり政治的、宗教的その他如何なる団体の干渉も受けない。

第 25 条 会員中に本会の目的に反する行為があると認めた場合は役員会の議に付して除籍することができる。

附 則

本会則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本会則は令和 4 年 3 月 27 日から施行する。(会員、役員を追加)